

## 朝鮮民主主義人民共和国の1948年憲法 —制定過程から見たその政治的性格—

鹿児島県立短期大学商経科講師 森 善 宣

### 目 次

はじめに

第1章 「憲法制定権力」の問題

　第1節 「人民主権」についての従来の見解

　第2節 解放後の北朝鮮における「憲法制定権力」

第2章 憲法制定に至る政治情勢の展開

第3章 1948年憲法の制定過程

　第1節 憲法制定の発議

　第2節 北朝鮮人民会議特別会議での審議

　第3節 最高人民会議での採択と発布

第4章 基本原理とその政治的性格

　第1節 1948年憲法の基本原理

　第2節 1948年憲法の政治的性格と役割

結語に代えて

資料 「朝鮮民主主義人民共和国臨時憲法草案」

## はじめに

日本の「ポツダム宣言」受諾により植民地支配から解放された朝鮮半島では、1948年8～9月に南北分断体制が成立するに伴って、それぞれの体制の政治的な枠組みを規定する憲法が制定された。南朝鮮では当時施政権を握っていた米軍政による明白な関与の下で同年7月17日に、「制憲憲法」と言われる大韓民国【以下「韓国」と略記】の第一共和国憲法が施行された。<sup>(1)</sup> これに対して北朝鮮では、同年9月8日に最高人民会議第1期第1次会議において、朝鮮民主主義人民共和国【以下「北朝鮮」と略記】の憲法【以下「1948年憲法」と略記】が採択され、即日施行された。

この1948年憲法は、いわゆる「人民民主主義」を基本原理とするところにおいて、第2次世界大戦後に東欧諸国で相次いで制定された憲法と内容および形式において類似するところが多いものであった。東欧諸国の憲法に関して先駆的な研究をなした著名な憲法学者鈴木安蔵は、「東欧諸国憲法の基本原理は、一言にして言えば人民民主主義である」と述べて、東欧諸国の憲法と北朝鮮の1948年憲法との同質性を明示した。<sup>(2)</sup> そして当時から現在までソ連の強力な影響の下で制定された憲法は、東西冷戦の真っ只中にあって「人民民主主義がまさにソヴェトシステムと根本原理をひとしくするものである」との評価の下で、ソ連憲法を手本としたもの、と見るのが一般的であった。<sup>(3)</sup>

しかし、米ソ両軍による南北朝鮮の軍事占領の境界を定めた北緯38度線が「分断線」として固定化していく過程で、北朝鮮において進展した憲法制定の動きは、

(1) 当時米軍政司法部顧問で、着任以来司法関係の中心として司法部の総務局を率いたウッドオール少佐（Emery J.Woodall）は「英文で大韓民国憲法草案を作成した」という。そしてこのことが、米軍政の統制の下で働く韓国側の司法部要人による憲法作成に影響を与えた、と認定されている。金哲洙『韓國憲法史』ソウル、大学出版社、1992年、p.55.また、ソウルのトルベグ社から1988年に刊行された次の文献を参照。The United States Armed Forces in Korea, History of The United States Armed Forces in Korea (Seoul, 1945～1948), p.495, 626.

(2) 鈴木安蔵「東欧諸国憲法の基本原理」「公法研究」第2号（東京、1949年）、p.10.

(3) 同上論文、p.14.

単純にソ連憲法を手本としたもの、という説明だけでは理解できない。すなわち筆者が米国立公文書館国立記録センター (National Archives, National Record Center) から持ち帰った資料および近年ロシアから持ち帰られた秘密資料によれば、北朝鮮の1948年憲法は南北分断体制の成立過程に条件付けられながらも、逆にこれを制約し克服していこうとする制定過程を描いている。確かにそれは「ソ連製」であるが、同時に「朝鮮製」であるという側面も色濃く持っているのである。

本稿ではこのように北朝鮮の1948年憲法が持つところの、当時の朝鮮政治のダイナミクスを反映する法的な側面をこの憲法の制定過程を再照明することで探求し、ひるがえってその憲法が持った政治的性格と役割を考察したい。この考察を通じて本稿が、従来顧みられることの少なかった当時の北朝鮮における「人民民主主義」の実態にいくらかでも迫ることができれば幸いである。

朝鮮戦争によって南北朝鮮の分断が固定化した後、「半国社会主義 (Socialism in One Zone)」<sup>(4)</sup> を目指す中で北朝鮮は、1972年12月27日に最高人民会議第5期第1次会議で1948年憲法を改正して「社会主义憲法」を制定、現在に至った。しかし周知のように中華人民共和国【以下「中国」と略記】にあっては、文化大革命の挫折後1982年に遅く憲法を改正して、「人民民主主義」を基調とする中国建国当時の政治的な枠組みへと後戻りした。<sup>(5)</sup> また、ソ連の崩壊に伴って東欧諸国の実態が明らかになるにつれて、それらの国々の憲法にも再評価が必要と考えられるところから、内容および形式において類似する北朝鮮の憲法も、当然に再検討されるべきであろう。東欧や中国式の「経済開放政策」をとる以外は国家的な破綻の危機に直面しかねない状況下にあって、体制の政治的な枠組みを定める北朝鮮の憲法が1992年4月9日に最高人民会議第9期第3次会議で改正された経

(4) この用語は次の文献から借用した。Erik Van Ree, Socialism in One Zone: Stalin's Policy in Korea, 1945-1947 (New York: St. Martin's Press, 1989).

(5) 中国の1982年憲法では、その序言に見るように「人民民主独裁を堅持し、社会主义の道を堅持して、いわゆる「四つの現代化」をはかる旨が強調されている。「中華人民共和国憲法〔一九八二年〕」樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集』東京、三省堂、1993年、p.291.

緯からしても、この1948年憲法を研究する意義は少なくないと思う。<sup>(6)</sup>

以下本稿では、第1章でいわゆる「憲法制定権力」の問題を論じた後、第2章で憲法制定に至る政治情勢の展開を簡単に整理する。そして第3章に1948年憲法の制定過程をたどって、第4章で1948年憲法の基本原理を解説し、その政治的性恪と役割を考察したい。なお本稿では原稿枚数の関係上、第1章と第2章を当稿で扱い、これに資料として「朝鮮民主主義人民共和国臨時憲法草案」を紹介する。この1948年憲法の草案は、これまで全文が邦訳されたことがないものである。本稿の第3章以下については、次稿（続）で論ずる。

ちなみに本稿は、橋口幸夫教授の退官記念論文として起稿されたが、筆者の怠慢と無能により貧困な内容に止まる結果になった。橋口幸夫教授には、筆者が鹿児島県立短期大学赴任後に、お忙しい中にあって早く一席を設けて公私両面にわたる温かい御指導を賜った。橋口教授からの御叱りを覚悟の上で本稿を寄稿する次第であり、ご容赦を請うと共に、この場を借りて退官後も変わらぬ御指導をお願い申し上げたい。

## 第1章 「憲法制定権力」の問題

1948年憲法が国内外の複雑な事態の進展を受けて制定される過程において、まずもっていわゆる「憲法制定権力」の問題を論ずる必要がある。なぜならば、土地改革をはじめとする北朝鮮での諸般の社会経済的な改革を通じて金日成体制が樹立される陰に、ソ連軍の主導権が働いたことは今や明白だからである。<sup>(1)</sup> つまり、1948年憲法も結局はソ連の「お手盛り」に過ぎず、そこに朝鮮人側に憲法を制定する「主権者」としての立場を認定することは難しいのではないか、という疑念が当然に湧く。

(6) ハンドブック憲法シリーズ②『朝鮮民主主義人民共和国の憲法』東京、三心堂出版社、1995年。

(1) 疑問点はいくらか残るもの、当時現地で活躍したソ連軍将校たちの証言を集めた次の文献によつて、金日成政権の創出と北朝鮮での諸般の社会経済的改革を陰で主導したのはソ連軍であったことがかなり詳しく明らかになった。中央日報社特別取材班編著『朝鮮民主主義人民共和国』（上）（下），ソウル、中央日報社、1992～93年。

周知のように「憲法制定権力」の問題は、シュミット (Carl Schmitt) がその著書『憲法学』で指摘したところに始まる。彼の法概念によれば「憲法律 (Verfassungsgesetz)」は、「実定的な意味」における「憲法 (Verfassung)」という事実行為、つまり「憲法制定権力」の行為を通じて成立する、という。<sup>(2)</sup> 「憲法制定権力」とは「固有の政治的存在の様式および形体について具体的な総体的決定をなし、したがって政治的統一体の存在を全体的に規定することができる実力または権威をもつ政治的意志」である。<sup>(3)</sup>

この「実力または権威をもつた政治的意志」を「主権者」と呼べば、法学的な考察において「主権者とは非常事態の決断者である」というシュミットの有名な命題の下で、誰がこのような「主権者」か、が問題となる。つまり「全既存秩序の停止」と規定される「非常事態」を收拾する「全体的状態の全体的創造者・保障者であって、この究極的決断の独占者」たる「主権者」を特定することが必要になる。<sup>(4)</sup>

### 第1節 「人民主権」についての従来の見解

北朝鮮における憲法制定行為においてこのシュミット流の「憲法制定権力」の問題を持ち出す理由は、正に第二次世界大戦の最後の激戦地の一つとなった朝鮮半島で、「全既存秩序の停止」状態が一時的ながらも出現したからである。そしてこの「非常事態」を收拾するにあたって外勢たるソ連軍が主要な役割を果たしたことが、「主権者」を特定する必要を生むのである。従来のようにいわゆる「人民主権」の概念をもって「主権者」の問題事足れり、となすのは、余りにも学問的に不誠実な態度であると言わざるを得ない。

すなわちかつて「人民民主主義」国家と言われた諸国家における主権をめぐる

(2) "Die Verfassung im positiven Sinne entsteht durch einen Akt der verfassunggebenden Gewalt". Carl Schmitt, Verfassungslehre, 1928, S. 21.

(3) Ibid., S. 75. 邦訳文については、次の文献を参照した。清宮四郎『法律学全集3 憲法I』東京、有斐閣、1974年、p. 2.

(4) Carl Schmitt, Politische Theologie, Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität [清水幾太郎 責任編集『現代思想1 危機の政治理論』東京、ダイヤモンド社、1973年、p.5, 10.]

論議にあっては、その憲法上の「人民主権」という規定そのままに「主権者」は「人民」とされていた。例えば著名な憲法学者影山日出弥は「『人民』は権力の帰属点であり、出発点である」との解釈に基づいて、次のように「人民主権」の概念を開拓した。「この『人民主権』概念は、統一戦線を基礎にする権力執行の多元的構造を媒介にして成立した概念であり、反封建・反独占・反帝の課題の遂行過程が、多くの場合、『平和的移行』の形態をとりつつ展開された条件を考慮すると、この過程のあり方が国内的レベルで具体的な抗争対象を変革する論争的な原理、すなわち、『人民』の統合原理としての『人民主権』の概念を法的範疇としてのこす前提となった、と言える」。<sup>(5)</sup>

このような「人民主権」についての見解がソ連での主権論議との類似で考えられていることは明白である。従来の見解では「マルクス・レーニン主義的民族自決権」を論拠として「国家の主権の基礎をなすのは、民族の自決権である」と論じられた。<sup>(6)</sup> そこでは1936年のいわゆる「スターリン憲法」が引き合いに出されて、ソ連においては労働者と農民という「相互に親睦の関係にある二つの階級」、すなわち「これらの勤労階級」が「権力をにぎっている」との前提の下で「東欧人民民主主義国家は、いま、ソヴェト国家が経過したその発展の第一段階をすみつつある」と評価された。<sup>(7)</sup> もちろんこのような評価の基礎は、1947年9月末にコミンフォルム大会でジュダノフ（A. Zhdanov）が述べた東欧地域の人民が「帝国主義の搾取から解放されたばかりでなく、社会主义の発展の道へ移る基礎をきづいている」との言明であった。<sup>(8)</sup>

しかし歴史的な事実が示している通り、このような解釈や概念規定は、東西冷戦のイデオロギー的な影響を強く受けた余りにも皮相で「人民民主主義」国家の

(5) 影山日出弥「(研究報告) 社会主義国家における主権」『公法研究』第33号（東京、1971年）p.53.

(6) 柳春生「(研究報告) ソ同盟および人民民主主義国家における主権の問題」『公法研究』第9号（東京、1953年），p.19.

(7) 同上論文，p.21.

(8) このジュダノフの言明の影響としては次の論稿を参照されたい。山之内一郎「人民民主主義共和国の憲法」『公法研究』第2号（東京、1949年），p.83.

内実を理解しない評価であった、と言わざるを得ない。すなわち「人民民主主義」国家における共産党の一党独裁はここで評価されるような「人民主権」とはほとんど無縁であり、したがってその憲法の規定も空文句に過ぎなかった。況んや北朝鮮で主張されているように、1930年代に「『人民政府』路線」なるものを金日成が打ち出したことが北朝鮮の「革命の性格とその遂行方法」の始まりである、式の論議には何の根拠もない。<sup>(9)</sup> 我々は歴史認識において誤謬を正すところに臆病であってはならないのであるから、改めて「主権者」の実体を問うことが、つまり「憲法制定権力」の問題を持ち出すことが、是非とも必要である。

## 第2節 解放後の北朝鮮における「憲法制定権力」

現在公開されて利用できる資料で解放後の北朝鮮における「憲法制定権力」の問題を明確にするには不充分ではあるものの、ソ連軍およびソ連本国の関与は、相当程度明白になった。韓国の憲法制定に米軍政が明白に関与し、また日本国憲法を実質上は占領軍の米国人スタッフが起草したように、北朝鮮の1948年憲法も占領軍たるソ連軍の強力な影響の下でその内容を造り上げていったのである。そして確かに1948年憲法には、前述のスターリン憲法と類似した規定を見ることができる。<sup>(10)</sup>

解放後の北朝鮮においては日本の植民地支配に代わってソ連軍がその軍事力を背景に政治全般にわたって最終的な決定権を握っていたことは、最近の研究によつて明らかである。当時の北朝鮮には俗称「ロマネンコ政治司令部」なる民政関係の現地政策を立案、遂行する機関などがあり、<sup>(11)</sup> また、ソ連軍の沿海州軍管区には情勢分析などを担当した「7号政治局」があつて朝鮮語、中国語、日本語などに通じた将校を養成し、北朝鮮に派遣していた。<sup>(12)</sup> このようにソ連は、情勢分析を土台に北朝鮮の政治全般の動きを造り出していたのである。

(9) 朝鮮民主主義人民共和国科学院経済法学研究所編著『朝鮮民主主義人民共和国の国家・社会体制』 東京，在日本朝鮮人科学者協会社会科学部門法政部会邦訳，日本評論社，1966年，pp.9-10.

(10) 金昌順『北韓十五年1945年8月～1961年1月』ソウル，知文閣，1961年，p.220.

(11) 同上書，p.52. 中央日報社特別取材班編著，前掲書（上），p.298.

(12) 中央日報社特別取材班編著，前掲書（下），p.60.

したがって北朝鮮で1946年から推進される一連の社会経済的な改革も、やはりソ連軍が主導していた。<sup>(13)</sup> ここから考えて、1948年憲法の制定にもソ連軍ないしはソ連本国が深く関与していたことはほぼ疑問の余地のないことであろう。しかしながらそうだからと言って、1948年憲法を完全な「ソ連製」と断定することができるのであろうか。つまり解放後の北朝鮮における「憲法制定権力」はソ連軍である、と述べれば問題が解決されるのであろうか。

現在までに1948年憲法の制定過程にソ連軍がどのように関与したか、を示す資料はまだ一部しか公開されていない。韓国の中央日報社がロシアから持ち帰った資料によれば、日付が不詳ながら「全ソ連邦共産党中央委員会決議」はその第2項で、「ソ連邦外務省所管事項」として次のような内容を定めた。「憲法草案は会議で審議することなく、憲法制定委員会が作成した憲法草案についての朝鮮人民の要求を可能な限り充分に反映するために、草案を公開して全人民的討議にかけるよう、臨時憲法草案の審議と承認のための北朝鮮人民委員会を1948年3月に召集する」。<sup>(14)</sup>

また、当時のモロトフソ連外相宛ての書簡中で、1948年憲法の作成に關係したと見られる当事者たちは、「我々自身は、朝鮮憲法草案に一部修正と補充を加えることが必要であると見做しています（付録参照）」と述べていた。<sup>(15)</sup>

ここからわかるように、1948年憲法は朝鮮人が主体となった「憲法制定委員会」によりその草案が作成されたが、制定過程でソ連軍およびソ連本国が深く関与していた。つまり1948年憲法は、ソ連側が「修正と補充」を求める程度には「朝鮮製」であったと同時に「ソ連製」でもあったのである。更に我々は比較考察を通じて「憲法制定権力」の問題に接近して見よう。

例えば北朝鮮における土地改革をソ連軍が主導したことが事実であるとしても、

(13) 中央日報社特別取材班編著、前掲書（上）、p.298～299。

(14) ПОСТАНОВЛЕНИЕ ЦК ВКП / 6 / Вопрос МИД СССР, СЕКРЕТАРИАТ ОТДЕЛА ЦК ВКП (б), 74915, 86 / 29.

(15) Я.МАЛИК, Т.ШТИКОВ, Т.ТУНКИН, Тов В.М.МОЛОТОВУ (19, апреля 1948 г.), №88 / Ма. СЕКРЕТАРИАТ ОТДЕЛА ЦК ВКП (б), 74915, 86 / 29.

土地改革が植民地支配から抜け出た南北朝鮮で切実な民衆からの要求として掲げられていたこともまた事実である。その反映として解放直後に再建された朝鮮共産党から出されたいわゆる「8月テーゼ」と言われる政治プログラムの中では「今日の朝鮮はブルジョア民主主義革命の段階を歩んでいるので、民族的完全独立と土地問題の革命的解決がいちばん重要で、中心的課題である」と述べられていた。<sup>(16)</sup>

土地改革が植民地後の経済発展に必要な資本と労働力を創出するために必要不可欠であったように、1948年憲法が当時の北朝鮮が置かれた国内外の諸般の政治情勢からの要求を反映したところにおいて、それを単純に「ソ連製」と断定するだけで終わるのは正しくない。それはあたかも、日本国憲法の起草にあたって、占領軍の米国人スタッフが「憲法研究会」の私擬憲法草案を参照していた事実から、日本国憲法が全くの「米国製」だとは言い切れないのと同様である。<sup>(17)</sup>

以上に論じてきたように、朝鮮地域における日本軍との戦闘行為によって生まれた「全既存秩序の停止」と規定される「非常事態」を收拾して、法秩序全体、すなわち「実定的な意味」における「憲法」を回復させた「主権者」は、まぎれもなくソ連軍であり、朝鮮人ではなかった。しかしソ連軍から朝鮮人側に政治、

(16) ソ連軍は1946年3月に実施された北朝鮮の土地改革に先立って同年1月に「北朝鮮駐屯ソ連軍司令官、近衛軍大将」の名義で「土地調査」を命じていた。「北朝鮮駐屯蘇聯軍司令官ノ命令書 第二號、一九四六年一月二日、平壤市」、翰林大學校亞細亞文化研究所『朝鮮共産黨文件資料集(1945~1946)』春川、翰林大學校出版部、1993年、p.75.

「8月テーゼ」は当時の朝鮮共産党の最高指導者朴憲永によって執筆、発表された。神谷、前掲書、p.16.なお近年公にされた徐容奎（仮名）なる人物の「証言」では、あたかも北朝鮮が独自に土地改革の主導権を握ったかのように述べられているが、これは事実無根である。中央日報社特別取材班著、前掲書（下）、pp.51~52.

(17) リチャード・A・プール元海軍少尉（天皇条項担当）の証言。「20世紀の映像委員会」著作権所有ビデオテープ『日本国憲法を生んだ密室の9日間』大阪、株式会社ドキュメンタリー工房製作、1993年に所収。また、文書記録としては次を参照。General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Government Section—Public Administration Branch, "Memorandum for Chief of Staff, Subject: Comments on Constitutional Revision Proposed by Private Group" (11 January 1946), 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程』I「原文と翻訳－連合国総司令部の記録による－」、東京、有斐閣、1972年、pp.26~39.

経済、軍事などの各部門における主導権が委譲されるにつれて、法秩序の形成に朝鮮人が参与する範囲が拡大していった。<sup>(18)</sup> それが「形式的な意味」における「憲法」、すなわち北朝鮮の「憲法律」たる1948年憲法の制定過程においてあたかも現地の朝鮮民衆が全面的な参与を行ったかのような印象を与えた所以である。次章では1948年憲法制定に至る内外政治情勢の展開を、この法秩序の形成に朝鮮人が参与する範囲が拡大する過程を中心に概略する。

## 第2章 憲法制定に至る政治情勢の展開

1943年11月27日に出された米英中三ヵ国による「カイロ宣言」は、「前記三大国は朝鮮人民の奴隸状態に留意し、適當な時期に (in due course) 朝鮮を自由かつ独立のものたらしめる決意を有する」と表明した。<sup>(1)</sup> カイロ宣言中のこの朝鮮に関する規定は、当時の米国大統領ローズベルト(Franklin D.Roosevelt)とソ連首相スターリン(Joseph V.Stalin)の間で合意された第二次世界大戦後に実施される朝鮮に対する米英ソ中による国際的な信託統治を意味していた。<sup>(2)</sup> 米ソ両国共に、朝鮮にはまだ独立主権国家樹立の準備が出来ていない、という認識の下で、相当期間の独立準備期間として信託統治を想定していた。

しかし、ヤルタ会談での密約に従ってソ連軍が1945年8月9日に対日参戦を行うと在満州日本関東軍を破竹の勢いで撃破し、満州および朝鮮地域は事実上ソ連軍の席巻するところとなった。この情勢に鑑みて米国では北緯38度線を境とする南北朝鮮の分割占領案をソ連に提案し、スターリンがこれを受け入れたことから

(18) 例えば1946年10月には日本が所有していた経済施設などがソ連軍から北朝鮮臨時人民委員会に委譲された。「日本國家が所有シティア工場、企業所、水力發電所、銀行オヨビソノホカノ對象ヲ北朝鮮臨時人民委員會ニ委譲スルコトトシタ北朝鮮駐屯蘇聯軍司令部代表者タチノ決定書」(1946年10月30日), 國土統一院調査研究室『蘇聯ト 北韓トノ 關係—1945~1980—』ソウル, 1987年, pp.55~56.

(1) "Final Text of Communiqué", The United States, The Department of State, Foreign Relations of the United States, 1943 'Conferences at Cairo and Teheran' (Washington, D.C.: 1973) p.449. 【以下“FRUS”と略記】

(2) "Roosevelt-Stalin Meeting, February 8, 1945, 3:30 P.M., Livadia Palace", FRUS, 1945 'Conferences at Malta and Yalta' (Washington, D.C.: 1975) pp.769~770.

「一般命令第一号」でそれを約定した。<sup>(3)</sup> こうして南北朝鮮に米ソ両軍が進駐し、植民地からの解放とほぼ同時に朝鮮民族は東西冷戦の渦中に投げ込まれることになった。<sup>(4)</sup>

南北朝鮮に進駐した米ソ両軍は、進駐当初からそれぞれ現地で自国に都合のよい政治勢力と連携し、敵対的と見做された勢力を牽制し抑圧した。解放後に爆発的な勢いで再開された政治活動は、朝鮮全域で「人民委員会」と言われる民衆の自治組織を発足させたが、南朝鮮で軍政を敷いた米軍はこれをソ連の支配機構と見做して抑圧した。これに対して北朝鮮においてはソ連軍がこの自治組織に便乗し、ソ連軍の周到な準備の下で金日成を政治舞台の前面に押し出して情勢の展開を統制する措置が講じられた。ソ連は、北朝鮮独自の共産党组织および政権樹立を目指したのである。<sup>(5)</sup>

このうち北朝鮮独自の共産党组织は、ソウルにある朝鮮共産党を党中央とする建前ながら、1945年10月14日に平壌に「朝鮮共産党北朝鮮分局」が設立され、同年12月17日には金日成がこの組織の「責任秘書〔最高責任者の意味－筆者〕」に就任することで造り出された。ただしソ連軍は、この段階では北朝鮮で優勢であった民族主義勢力を無視できず、同年11月27日に設立された行政機関である「北朝鮮五道行政局」の委員長に、「朝鮮のガンディ」と当時呼ばれた民族主義の最有力指導者一人である曹晩植の就任を許した。

(3) ケネディとジョンソン両政権で活躍したラスク国務長官は、国務次官補（極東問題担当）として1945年8月10～11日の陸海国務三省政策調整委員会（SWNCC）に参加し、朝鮮の中心地京城を含む北緯38度線以南を米軍が占領する提案の作成に従事した様子を回顧している。“Draft Memorandum to the Joint Chief of Staff” [Washington, undated], FRUS, 1945 Volume VI. 'Korea' (Washington, D.C.: 1975) p.1039.

(4) カミングスは米国による北緯38度線の提案を戦後最初のソ連に対する「封じ込め政策（containment）」であると評価している。Bruce Cumings, The Origins of the Korean War, Volume 1 "Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947" (Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1981), pp. 117-122.

(5) レベジェフ元北朝鮮駐屯ソ連第25軍少将は、スターリンが1946年7月末にクレムリンで金日成と朴憲永に会い、北朝鮮の最高指導者として金日成を最終的に選択、同時に北朝鮮のソヴェト化を急ぐよう指令した、と証言した。中央日報特別取材班編著、前掲書(上), p.237.

一方、米ソ間に最後の合意可能性が残っていたと言われる1945年12月の米英ソ三国外相会談では、前述の国際的な信託統治実施の条項を含む「モスクワ協定」が締結され、南北朝鮮に進駐する米ソ両軍の代表で構成する「米ソ共同委員会」を通じて「朝鮮臨時民主主義政府」を樹立する方向が打ち出された。<sup>(6)</sup>しかし、「モスクワ協定」に基づいて1946年1月に構成された米ソ共同委員会は、信託統治実施の条項を含むゆえに「モスクワ協定」に反対する現地の政治勢力を米ソ共同委員会の協議対象として認定するかどうかをめぐって紛糾し、同年5月に無期休会に入った。第2次米ソ共同委員会は1947年5月に再会されたが、同年3月のトルーマン・ドクトリンなど東西冷戦の進展を背景に暗礁に乗り上げ、同年7月には事実上協議に失敗した。そこで米国が一方的に「朝鮮問題」を国際連合に上程、ソ連がこれに反発して協力を拒絶したために、北緯38度線は民族の「分断線」として固定化していった。

他方、この間に南北朝鮮の現地では米ソ両軍の強力な主導権の下でそれぞれ独自の体制造りが進展し、南朝鮮では李承晩らの民族主義勢力の右派を保護育成して、共産主義勢力を中心とする左翼勢力を抑圧した。北朝鮮にあっては信託統治実施の条項ゆえに「モスクワ協定」に反対した曹晩植ら民族主義勢力を弾圧し、1946年からは金日成を民衆の統合と動員の求心点として東欧でなされたように「人民民主主義」型の体制樹立が進められた。そこで採用された路線は、北朝鮮を南朝鮮「解放」のための根拠地とする「民主基地」創設路線であり、その具体的な実践方法が「建国思想総動員運動」と言われる民衆の「愛国心」に訴えて経済建設を促進する大衆動員であった。<sup>(7)</sup>

このように北緯38度線を境として南北の分断体制が樹立される過程で、南北朝

(6) 「モスクワ協定」の朝鮮に関する取決めは、当時の駐ソ米大使ハリマンがワシントンに打電したテキストによった。“The Ambassador in the Soviet Union (Harriman) to the Secretary of State”, FRUS, 1945 Volume VI, ‘Korea’ (Washington, D. C.: 1975) pp.1150-1151.

(7) 「民主基地」創設路線および「建国思想総動員運動」に関しては、拙稿を参照されたい。森善宣「解放後の北朝鮮における『建国思想総動員運動』の展開」『アジア経済』第34巻第10号（東京、1993年）所収。

鮮では相互に対抗的な議会および行政組織がそれぞれ発足し、機能することになった。北朝鮮では1946年2月8日に金日成を首班とする「北朝鮮臨時人民委員会」が発足し、事実上の北朝鮮の政権機関となって、同年3月から土地改革をはじめとして北朝鮮地域だけで諸般の社会経済的な改革を推進した。そして1946年11月から北朝鮮全域で実施された道市郡面里および洞人民委員会選挙を通じて、翌年2月に「北朝鮮人民会議」が「最高政権」機関として設立された。北朝鮮臨時人民委員会は、この北朝鮮人民会議から政権を依託される形で、同時期に「北朝鮮人民委員会」へと発展解消した。<sup>(8)</sup>

この道市郡面里および洞人民委員会選挙は、朝鮮で初めて行われた近代的な意味における選挙であり、この選挙を通じて北朝鮮の民衆が政治参与の機会を得た、という意義は過小評価できない。確かに選挙自体の公正さや選挙結果の真偽について現時点では疑問なしとしないが、その選挙を通じて少なくとも大多数の民衆が一票を行使する大衆民主主義の体裁をとる政治システムが形成されていく。

これに対して南朝鮮では米軍政の主導下に1946年2月14日に「南朝鮮大韓国民代表民主議院」を発足させて対抗しつつ、同年5月からは左右翼を協調させる体裁を示すために「左右合作」運動が展開された。しかし、その運動が失敗に帰すると、1946年12月に南朝鮮大韓国民代表民主議院を「南朝鮮過渡立法議院」へと発展解消させて、事実上の南朝鮮だけの議会を設立した。そしてこの議会を実態的に「南朝鮮過渡政府」として機能させて、1947年8月6日に「朝鮮臨時約憲」という憲法草案を可決した。

南朝鮮においては米軍政の実施当初から左右翼の対立が激しく、選挙による民衆参加を通じた議会活動は有名無実の有様であった。したがって逆に南朝鮮では体制樹立の正統性を国内ではなく国外から、すなわち国際的な権威付けを通じて引き出すほかなかった。これが米国による「朝鮮問題」の国際連合への上程を受けて、国際連合総会で1947年11月14日に「朝鮮臨時委員団」の結成が決定された理由である。そして翌年2月26日に国際連合小総会は、この朝鮮臨時委員団の監

(8) 同上論文, p.10.

視の下で「立入り可能な限りの朝鮮の地域内において」選挙を行うことを決定した。<sup>(9)</sup>

このような一連の事態の推移の中で北朝鮮では、南朝鮮の憲法に対抗して全朝鮮に施行される憲法の制定が求められる状況が現れた。そればかりか国際連合のお墨付きの下で行われるであろう南朝鮮の選挙に対してもこれを無効として、北朝鮮体制の正統性を全朝鮮に主張できる法的な担保が必要になった。つまり1948年憲法の制定は、正にこの国内外の複雑な政治情勢の展開に対応すべく打ち出された政策であった、と考えられる。そして、それゆえにこそこの憲法に分断体制成立の動きに制約されつつもこれを克服しようとする契機が自ずと含まれる理由があったのである。

---

(9) 「第二回国連総会決議『朝鮮独立問題』」(1947年11月14日), 「朝鮮における総選挙の実施に関する国連中間委員会（小総会）決議」(1948年2月26日), 神谷不二編『朝鮮問題戦後資料』東京, 日本国際問題研究所, 1972年, pp.251-253.

## 資料 「朝鮮民主主義人民共和国臨時憲法草案」

### 第1章 根本原則

第1条 わが国は朝鮮民主主義人民共和国である。

第2条 朝鮮民主主義人民共和国の主権は、人民にある。

人民は、1945年8月15日、解放と共に人民の意志により創建された新しい国家主権形態である人民委員会を通じて、主権を行使する。

第3条 主権のすべての代表機関は、里人民委員会から最高人民会議に至るまで、人民の自由意志によって選挙される。

主権機関の選挙は、朝鮮民主主義人民共和国の公民が、一般、平等、直接の選挙原則により、秘密投票によって実施する。

第4条 すべての主権機関の代議員及び議員は、選挙人に対し、自己の事業活動について責任を負う。

選挙人は、代議員または議員がその信任を喪失した場合には、任期前に召還することができる。

第5条 地下資源、森林、河海、主要企業、交通、運輸、航空、通信、放送機関、銀行、電力、水道、鉱泉、自然エネルギー及び元日本国家と日本人又は民族反逆者のすべての所有は、全人民の所有、すなわち国家の所有である。

対外貿易は、国家又は国家の監督下において遂行する。

第6条 元日本国家、日本人の土地所有と朝鮮人地主の土地所有及び小作制度は、永遠に廃止する。

土地は耕作する者のみが所有することができる。

法令に規定する以上の土地を所有することはできない。

土地所有の限度は、別に法令をもって規定する。

土地の個人所有とともに、国家及び協同団体に土地所有権を付与する。

国家と協同団体の土地所有面積には、制限がない。

国家は、労働する農民の利益を特に保護し、経済的政策が許す種々の方で、これを補助する。

第7条 まだ土地改革が実施されていない朝鮮内の地域においては、最高人民会議が規定する日時内にこれを実施する。

この地域においての土地改革は、北朝鮮で実施した北朝鮮土地改革についての法令に依拠して実施する。

第8条 法令に規定する土地、畜力、農具その他の生産手段、中小産業企業所、中小産業機関、原料、製造品、住宅及びその付属施設、家庭用品、収入、貯金に対する個人所有は、法律でこれを保護する。

個人所有に対する相続権を法律で保護する。

個人経理の創意を奨励する。

第9条 国家は、人民の協同団体の発展を奨励する。

協同団体の所有は、法律でこれを保護する。

第10条 国内のすべての経済的資源及び資源となり得るものと人民の利益に合理的に利用するため、国家は唯一の人民経済計画を作成し、その計画により国内の経済及び文化の復興と発展を志向する。

国家は、人民経済計画を実施するにあたり、国家及び協同団体の所有を根幹として、個人経済部門をこれに参加させる。

## 第2章 公民の基本的権利及び義務

第11条 朝鮮民主主義人民共和国のすべての公民は、法の前に平等である。

公民は、性別、民族別、社会的地位、成分、信仰、財産、知識程度の如何を問わず、国家、政治、経済、社会、文化、生活部門において、同等の権利を有する。

第12条 満20歳以上のすべての公民は、性別、民族別、成分、信仰、居住期間、財産、知識程度の如何を問わず、選挙権を有し、いかなる主権機関にも選挙されることができる。

朝鮮人民軍に服務する公民も、他の公民と同等に選挙権を有し、主権機関に選挙されることができる。

裁判所の判決により選挙権を剥奪された者、精神病者及び親日分子は、

選挙権及び被選挙権を有することができない。

第13条 公民は、言論、出版、結社、集会、群衆大会及び示威の自由を有する。

すべての公民は、民主主義政党、職業同盟、協同団体、体育、文化、技術、科学その他の団体を組織し、これに参加することができる。

第14条 公民は、信仰の自由を有する。

教会は国家から分離され、学校は教会から分離される。

宗教団体は、その宗教的事業と儀式挙行を自由に行うことができる。

教会及び宗教を政治的目的に悪用することはできない。

第15条 公民は、国家機関、協同団体及び個人企業所において同一の労働に対し同一の報酬を受ける権利を有する。

第16条 公民は、休息に対する権利を有する。

休息に対する権利は、労働者及び事務員に対して8時間労働制及び有給休暇制によりこれを保障する。

第17条 社会保険制の適用を受けることができる公民が、老衰、疾病または労働力を喪失した場合には、物質的保障を受けることができる。

この権利は、国家が負担する社会保険制による治療上の補助または物質的保護でこれを保障する。

第18条 公民は、教育を受ける権利を有する。

初等教育は、全般的に義務制である。

国家は、貧困な公民の子女に対して、無料で教育を受けられることを保障する。

専門学校及び大学の絶対多数の学生に対し、国費制を実施する。

教育用語は、国語とする。

第19条 公民は、中小産業又は商業を自由に經營することができる。

第20条 公民は、科学又は芸術活動の自由を有する。

著作権は、法律で保障する。

第21条 公民は、住宅及び信書の秘密を法律で保護される。

第22条 女子は、国家、政治、経済、社会及び文化生活部門において、男子と同

等である。

国家は、母性及び幼児を特別に保護する。

第23条 婚姻及び家庭は、国家の保護の下にある。

結婚生活以外において出生した子女に対する父母の義務は、結婚生活において出生した子女に対するものと同一である。

結婚生活以外において出生した子女は、結婚生活において出生した子女と同等の権利を有する。

結婚及び家庭についての法律関係は、別に法令をもって規定する。

第24条 公民は、人身の不可侵を保障される。

何人も、裁判所の決定又は検事の承認がなければ、逮捕されない。

第25条 公民は、主権機関に請願又は訴訟を提出することができる。

すべての公民は、主権機関の公務員の職務上の不法行為に対して、訴訟を起こすことができ、又はその結果により被った損害に対して賠償を請求することができる。

第26条 朝鮮民主主義人民共和国は、民主主義原則、民族解放運動、労働人民の利益又は科学文化の自由のために闘争し、亡命してきた外国人に庇護をあたえる。

第27条 公民は、憲法及び法令を遵守しなければならない。

憲法に規定する法的秩序を変更又は破壊するために、憲法で付与された権利を利用することは、国家に対する重大な罪悪であり、法律で処罰される。

第28条 公民は、祖国を防衛しなければならない。

祖国の防衛は、公民の最大の義務であると同時に、最大の栄誉である。

祖国と人民に背反することは、最大の罪悪と認定し、厳重な刑罰でこれを処断する。

第29条 公民は、その経済的状態に応じて、租税を納付しなければならない。

第30条 公民は、労働しなければならない。

労働は、朝鮮人民の栄誉である。

朝鮮民主主義人民共和国においての労働は、人民経済及び文化発展の基礎となる。

第31条 朝鮮民主主義人民共和国内の少数民族は、朝鮮公民と同等の権利を有する。

これらの少数民族は、自己の母国語を使用する自由を有し、自己の民族文化を発展させることができる。

### 第3章 最高主権機関

#### 第1節 最高人民会議

第32条 最高人民会議は、朝鮮民主主義人民共和国の最高主権機関である。

第33条 立法権は、最高人民会議のみがこれを行ふ。

第34条 最高人民会議は、一般、平等、直接の選挙原則により、秘密投票によつて選出された代議員をもつて構成する。

第35条 最高人民会議の代議員の任期は、3年とする。

第36条 最高人民会議は、国家最高権力を行使する。

但し、憲法により最高人民会議の常任委員会及び内閣に付与した権限は、これを除外する。

次の権限は、最高人民会議にのみ属する。

- 一. 憲法の承認又は修正
- 二. 国内及び国外政策に関する基本原則の樹立
- 三. 最高人民会議常任委員会の選挙
- 四. 内閣の組織
- 五. 法令の採択及び最高人民会議休会中に最高人民会議常任委員会が採択した主要な政令の承認
- 六. 人民経済計画の承認
- 七. 国家予算の承認
- 八. 大赦権の行使
- 九. 最高裁判所の選挙

## 十. 檢事総長の任命

第37条 最高人民会議は、定期会議及び臨時会議を開く。

定期会議は、一年に二回召集される。

定期会議は、最高人民会議常任委員会の決定により、召集される。

臨時会議は、最高人民会議常任委員会が必要と認定するとき、又は代議員の三分の一以上の要請があるとき、これを召集する。

第38条 最高人民会議は、議長及び副議長二名を選挙する。

議長は、最高人民会議で採択した規定によって、会議を指導する。

第39条 最高人民会議は、代議員の三分の二以上の参席をもって成立する。

第40条 最高人民会議においての法令の採択は、その会議に参席した代議員の過半数の賛成がなければならない。

第41条 最高人民会議において採択した法令は、五日以内に、最高人民会議常任委員会委員長及び書記長が署名して公布する。

第42条 最高人民会議は、討議する問題を予め審議するために、適当な準備委員会を組織することができる。

この準備委員会は、主権機関及びその所属機関を検閲することができる。

第43条 最高人民会議の承認を受けるべき法令草案を作成又は審議するために、最高人民会議内に法制委員会を組織する。

第44条 最高人民会議代議員は、代議員としての不可侵性を保障される。

代議員は、最高人民会議の承認がなければ、又はその休会中には最高人民会議常任委員会の承認がなければ、現行犯の場合を除外しては、逮捕され、また処罰されない。

第45条 最高人民会議の新しい選挙は、その最高人民会議の任期が終わる前に最高人民会議常任委員会がこれを実施する。

最高人民会議を解散した場合には、解散日から二ヵ月以内に新しい選挙を実施しなければならない。

第46条 最高人民会議は、非常事態が生じた場合には、この事態が継続する間、憲法に規定された任期を超過して自己の権限を行使することができる。

最高人民会議は、この場合において、自己の任務を履行することができないときには、その任期前に解散することができる。

## 第2節 最高人民会議常任委員会

第47条 最高人民会議常任委員会は、最高人民会議の休会中における最高主権機関である。

第48条 最高人民会議常任委員会は、最高人民会議で選挙し、委員長、副委員長二名、書記長及び委員十一名をもって構成する。

第49条 最高人民会議常任委員会は、次の任務を有する。

- 一. 最高人民会議の召集
- 二. 憲法及び法令の実施に対する監督、現行法令の解釈及び政令の公布
- 三. 憲法及び法令に抵触する内閣の決定および指示の廃止
- 四. 最高人民会議が採択した法令の公布
- 五. 特赦権の行使
- 六. 最高人民会議の休会中における首相の提議による相の任免及びこれに対する次期最高人民会議の承認の要求
- 七. 獲章又は名誉称号の授与
- 八. 外国との条約の批准
- 九. 外国に駐在する大使及び公使の任命及び召還
- 十. 外国の使臣の信任状及び解任状の接受

第50条 最高人民会議常任委員会は、自己の事業活動について最高人民会議に対して責任を負い、最高人民会議は、最高人民会議常任委員会成員の一部又は全部を何時でも改選することができる。

第51条 最高人民会議を解散した場合には、最高人民会議常任委員会は新しい最高人民会議常任委員会が選挙されるまで、自己の任務を継続して行う。

## 第4章 国家中央執行機関

### 第1節 内閣

第52条 内閣は、国家主権の最高執行機関である。

第53条 内閣は、憲法と法令に依拠して、決定及び指示を公布することができる。

内閣から公布する決定及び指示は、朝鮮民主主義人民共和国の領土内で義務的に執行される。

第54条 内閣は、各省及び直属機関の事業活動を統轄し、指導する。

第55条 内閣は、次の任務を有する。

- 一. 対外関係における全般的指導及び外国との条約の締結
- 二. 対外貿易の管理
- 三. 地方主権機関の指導
- 四. 貨幣及び信用制度の組織
- 五. 単一国家予算の編成及び国家予算並びに地方予算に編入すべき租税及び収入の編成
- 六. 国家産業、商業機関、農村経理機関及び国家運輸、通信機関の指導
- 七. 社会秩序を維持し、国家の利益を保護し、且つ公民の権利を保障する対策の樹立
- 八. 土地、資源、山林及び河海の利用に関する基本原則の樹立
- 九. 教育、文化、芸術及び保健に関する指導
- 十. 人民の経済及び文化生活の水準を向上させるための政治的、経済的及び社会的対策の樹立
- 十一. 朝鮮人民軍編成に関する指導、朝鮮人民軍高級将官の任免
- 十二. 副相の任免
- 十三. 主要産業機関の責任者及び大学総長の任免

第56条 内閣は、各省の政令、規則又は道人民委員会の決定、指示が、憲法、法令及び政令又は内閣の決定及び指示に抵触する場合には、これを廃止することができる。

第57条 内閣の決定の採択は、多数決とする。

内閣で採択した決定は、首相及び関係相が署名して公布する。

第58条 内閣は、次の成員をもって構成する。

一、首相

二、副首相

三、国家計画委員会委員長

四、相

1. 民族保衛相 2. 国家検閲相 3. 内務相 4. 外務相 5. 産業相  
6. 農林相 7. 商業相 8. 交通相 9. 財政相 10. 教育相  
11. 運輸相 12. 司法相 13. 文化宣伝相 14. 労働相 15. 保健相  
16. 都市経営相 17. 無任所相

内閣は、それに直属する事務局及び必要な場合には適當な部署を設置することができる。

第59条 首相は、朝鮮民主主義人民共和国政府の首席である。

首相は、内閣会議を召集し、指導する。

副首相は、首相の指導下にあり、首相が事故の場合には、副首相がこれを代理する。

副首相が首相を代理する場合には、首相と同等の権限を有する。

第60条 内閣は、自己の事業活動において、最高人民会議に服従し、その休会中には、最高人民会議常任委員会に対し、責任を負う。

## 第2節 省

第61条 省は、国家主権の部分的執行機関である。

第62条 省の任務は、内閣の権限に属する国家管理において、それに該当する部分を指導することにある。

第63条 省の首位は、相である。

相は、決議権を有する内閣の成員であり、職務上内閣に服従する。

第64条 相は、自己の権限内で義務的に実行すべき政令又は規則を公布することができる。

第65条 相が事故のあるときには、副相がこれを代理する。

副相は、相の指導下にある。

## 第5章 地方主権機関

第66条 道、市、郡、面、里において、国家主権の地方機関は、各級人民委員会である。

第67条 各級人民委員会は、一般、平等、直接の選挙原則により、秘密投票によって人民がこれを選挙する。

各級人民委員会の選挙は、別に法令をもって規定する。

第68条 各級人民委員会は、憲法、法令、政令及び内閣の決定及び指示に基づいて、自己の事業を執行する。

第69条 道人民委員会は内閣に、市又は郡人民委員会は道人民委員会に、面人民委員会は郡人民委員会に、里人民委員会は面人民委員会に服従する。

第70条 各級人民委員会は、憲法、法令、政令及び内閣の決定及び指示に基づいて、所管区域で人民が義務的に実行すべき決定及び指示を公布することができる。

各級人民委員会が自己の権限内で公布した決定及び指示が、憲法、法令、政令及び内閣の決定及び指示に抵触する場合には、上級主権機関がこれを廃止することができる。

第71条 各級人民委員会は、地方予算を有する。

第72条 各級人民委員会は、次の義務を有する。

- 一. 公民の権利及び所有権の保護
- 二. 自己の権限に属する国家所有の保護
- 三. 社会秩序の維持
- 四. 上級機関が公布した法令、政令、決定及び指示実行の保障
- 五. 自己の権限に属する地方産業の保護及び発展
- 六. 地方交通機関の復興及び発展
- 七. 道路の新設及び修理の指導、並びにその事業のための人民の動員

- 八. 地方予算の編成及び執行並びに租税の徵収
- 九. 教育産業の指導
- 十. 国立病院治療網の組織、人民に対する医療上の補助その他保健事業の指導
- 十一. 都市及び農村発展計画の作成及び実行、住宅、建築、水道施設及び清掃事業の指導
- 十二. 耕地面積の調査及びその合理的利用の指導
- 十三. 農業現物税の徵収
- 十四. 自然的災害及び伝染病に関する対策の樹立

第73条 各級人民委員会は、前条の任務を自己の権限に基づいて、所管区域で実施する。

第74条 各級人民委員会は、休会中にその任務を遂行するために、常務委員会を組織する。

常務委員会は、委員長、副委員長、書記長及び委員をもって構成する。  
里人民委員会は、常務委員会を置かず、委員長、副委員長及び書記長を置く。

第75条 各級人民委員会常務委員会は、当該人民委員会で選挙する。

常務委員会の選挙は、その候補者に対し、三分の二以上の委員が参席した会議で、半数以上が挙手することにより決定する。

第76条 各級人民委員会常務委員会は、その人民委員会の執行機関である。

各級人民委員会常務委員会は、自己の事業活動について、所属する人民委員会に対して責任を負う。

各級人民委員会は、常務委員会の一部又は全部を任期前に改選することができる。

第77条 各級人民委員会は、事業部門に応じて、適当な部署を置く。

この部署は、別に法令をもって規定する。

第78条 道、市、郡人民委員会の部署責任者は、その人民委員会の決定により任免される。部署責任者は、所属する人民委員会に服従し、その休会中には、

所属する各級人民委員会常務委員会及び同種の上級部長並びに相に服従する。

第79条 各級人民委員会は、自己の任務を実行するにあたり、常に地方人民を広範に参加せしめ、その創意を尊重しなければならない。

## 第6章 裁判所及び検察所

第80条 裁判は、最高裁判所、道、市、郡裁判所及び特別裁判所において、これを行う。

判決は、朝鮮民主主義人民共和国の名において、これを宣告し、執行する。

第81条 裁判所は、選挙により構成される。

最高裁判所は、最高人民会議で選挙される。

道、市、郡裁判所は、秘密投票により、当該人民委員会で選挙される。

特別裁判所の構成は、別に法令をもって規定する。

判事又は参審員の解任は、これを選挙した機関の召還によってのみ行うことができる。

第82条 第一審裁判は、判事と同等の権利を有する参審員の参席の下において行う。

第83条 選挙権を有するすべての公民は、判事又は参審員となることができる。

日本統治時代に、判事又は検事として勤務したものは、判事又は検事となることができない。

第84条 裁判は、これを公開し、被告の弁護権を保障する。

但し、法令に規定した場合に限り、裁判所の決定によって、公開を禁止することができる。

第85条 裁判用語は、朝鮮語とする。

朝鮮語を解しない者に対しては、通訳を通じて記録を充分に知らしめ、又、これらの者は、公判において、自己の母国語を使用する権利を有する。

第86条 判事は、裁判において独立であり、ただ法令にのみ服従する。

第87条 最高裁判所は、朝鮮民主主義人民共和国の最高裁判機関である。

最高裁判所は、すべての裁判所の裁判業務を監督する。

第88条 檢事は、各省及びその所属機関、団体、公務員及びすべての公民が法令を正確且つ誠実に遵守し、執行するか否かを監視する。

第89条 檢事は、各省の政令、規則及び地方主権機関の決定及び指示が、憲法、法令、政令及び内閣の決定及び指示に適応するか否かを監視する。

第90条 檢察所の首位は、最高人民会議で任命する検事総長である。

第91条 道、市、郡検事は、検事総長が任免する。

第92条 檢事は、地方主権機関に従属せず、自己の任務を独立して行う。

## 第7章 国家予算

第93条 国家予算の根本目的は、すべての国家財産を総合して偉力ある民族経済を組織し、文化及び人民の生活を向上させ、民族防衛を強固にするにある。

第94条 国家予算は、毎年内閣がこれを編成し、最高人民会議がこれを承認する。

第95条 国家の収入及び支出は、单一国家予算に統合される。

第96条 すべての主権機関は、国家予算に規定されない支出を行うことはできない。

すべての主権機関は、財政規律に服従し、財政系統を強固にしなければならない。

第97条 国家財政の節約及び合理的利用は、財政活動の根本原則である。

## 第8章 民族防衛

第98条 朝鮮民主主義人民共和国を防衛するために、朝鮮人民軍を組織する。

朝鮮人民軍の使命は、祖国の自主権及び人民の自由を擁護するにある。

## 第9章 国章、国旗及び首府

第99条 朝鮮民主主義人民共和国の国章は、「チョウセンミンシュシュギジンミンキョウワコク」の文字を書いた帶で稻の穂を束ねた枠の中に、溶鉱炉の

工場があるその後に白頭山があり、その上から光が降り注ぐ赤い星の真中に鎧、左右には鎌が互いに交わっている。

第100条 朝鮮民主主義人民共和国の国旗は、横に中が赤く、下及び上が白く青い三色の旗幅に、旗竿がつけられる方の赤い幅の中に白い円を描き、その中に五角形の赤い星がある。旗幅の縦横比は、一対二とする。

第101条 朝鮮民主主義人民共和国の首府は、ソウル市である。  
統一政府が樹立されるときまで、平壌市を首府とする。

#### 第10章 憲法修正の手続

第102条 朝鮮民主主義人民共和国臨時憲法の修正は、最高人民会議代議員の三分の二以上が参席し、その三分の二以上の賛成がなければ行うことができない。

朝鮮臨時憲法制定委員会

1948年2月7日

平壌特別市

〔出典〕北朝鮮人民委員會宣傳局『朝鮮民主主義人民共和國臨時憲法草案』平壌、朝鮮人民出版社、1948年。なお邦訳に際して、參議院法制局編集『各國憲法集』(19) 所収の「朝鮮民主主義人民共和国憲法（未定稿）」を参照した。

以上